

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書、企画提案書及び提案価格書の提出を招請する。

令和8年5月22日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

1 業務名

学校図書館システム再構築及び運用保守業務

2 事業の概要及び公募の目的

甲府市立小中学校36校で導入している現行の学校図書館システムについては、令和9年2月末に契約期間が終了する。学校図書館がこれまで以上に、児童生徒が自発的・主体的に読書や学習を行う場であると共に、読書等を介して創造的な活動を行う場として機能することを目指し、児童生徒及び教職員の両者が管理・利用しやすく、性能・機能がより優れた最新システムを導入する。

機器の更新と新たなシステムの運用・構築を行うことで、課題解決が可能となるシステムを選定するため、公募による企画提案（プロポーザル）方式を実施し契約を行う。

3 業務区分及び履行期間

(1) 業務区分

ア システム構築及び運用保守（業務委託）

サーバ、蔵書点検機器、ソフトウェア関係、現行システムからのデータ移行、導入設定作業、現行システム機器の返却支援及びデータ消去並びに運用保守業務。

イ 端末機器等の納入（物品購入）

各学校設置端末（窓口用、事務用）、バーコードリーダー、レーザープリンタ等の納入。

## (2) 履行期間

- ア システム構築 契約締結日から令和9年2月28日までとする。
- イ システム稼働 令和9年3月1日とする。
- ウ 運用保守期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

## 4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

### (1) 参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと
- イ 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」または「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- オ 市税の滞納がない者であること。
- カ 過去5年間（令和3年度から7年度）に、国または地方公共団体において本業務に類似する業務の受託実績を有すること。
- キ 「ISO27001/ISMS」を取得していること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

### (2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が参加表明書を受理した日から、提案事業者と契約を締結する日までの間とする。

## 5 手続等

甲府市ホームページにて、学校図書館システム再構築及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領等を参照のうえ、適宜ダウンロードすること。

## 6 主催及び事務局

(1) 主 催 甲府市教育委員会

(2) 事務局 甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話:055-223-7322

E-mail : kyogaku@city.kofu.lg.jp